

精神障害を理由とする免責規定の考察

弁護士 勝野 義人

1. はじめに（問題意識）

生命保険における災害関係特約では、殆どの約款において被保険者の精神障害を原因とする事故を免責とする定め（以下、単に「精神障害免責条項」という。）を置いている。（損害保険系の傷害保険においては、精神障害という言葉ではなく、心神喪失を原因とする事故を免責とする定めを置いている。）

これらの規定、特に災害関係特約における精神障害免責条項が争点となった裁判例は少なく、その議論が活発になされている状況とはいえないが、高齢化が進み、今後も高齢者が増加していく状況にある我が国においては、認知症等を発症した高齢者が保険事故を発生させることも増えると考えられ、このような保険事故が生じた場合などには、保険者側が精神障害免責条項を主張する事案も増加することが予想される。そのため、同条項の適用範囲につき検討を行い、今後の実務においてどのような運用を行うことが望ましいのか、規定の趣旨等を踏まえ考察を加えたい。

また、事案によっては、同免責条項が主張された場合の同条項の約款上の規定の仕方や並べ方に関して、違和感を覚える保険契約者・保険金請求者がいるのではないかと考えられる。また、規定の趣旨や適用範囲につき、契約者側、すなわち、消費者側に対してしっかりと説明がなされているかについては疑問がないとはいえない。そのため、同免責条項に合理性があるか、規定の仕方が適当であるか否かについても検討を行いたい。

2. 精神障害免責条項の適用範囲

以下の観点から、精神障害免責条項の適用範囲につき検討を加えたい。

まず、近年の裁判傾向をみると、保険約款上の文言解釈に関しては、保険者側の解釈にのみ依拠するのではなく、あくまでも一般的な用語の意味から約款文言を解釈する手法が多く行われている。

そこで、精神障害免責条項の適用範囲を検討するにあたっては、まずは、「精神障害」という用語の意味を検討し、その観点からの検討を行うこととしたい。

次に、精神障害免責条項が真正面から争点となった裁判例は少ないものの、それらの裁判例や、同条項の解釈として参考となりそうな関係裁判例の判断を参考に、同条項の適用範囲の検討を行う。その際、保険者側が使用し、実務上参考にしている実務書等により説明されている一般的な同条項の趣旨を踏まえた上で、適用範囲につき考察する。

裁判例においては、重過失免責条項との適用関係が問題となっている事案もあることから、ここでは、重過失免責条項と精神障害免責条項との関係にも検討を加えた上で、精神障害免責条項の適用範囲を考察することとしたい。

3. 精神障害免責条項の合理性の検討

主に、消費者契約の観点から、精神障害免責条項を検討し、その上で、約款上の規定のあり方に関し、不当条項等と消費者側から主張されることがないか、消費者側からみても合理性が担保されているのか等につき、検討を行う。

約款規定そのもののあり方、契約締結時やしおり等における同免責条項の説明状況等、実務上の運用に着目しつつ、考察することとしたい。

4. その他

上記各検討を踏まえた上で、精神障害免責条項の約款規定のあり方、運用方法、同免責条項を主張する際の留意点等につき、検討した結果を報告する予定である。